平成２６年（フ）第４１号
福岡県嘉麻市平480番地３
債務者　寄川　恭一
1　決定年月日時　平成26年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２６年（フ）第４３号
鹿児島県志布志市志布志町志布志２丁目７番31号
債務者　坂田　　勇
1　決定年月日時　平成26年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第４４号
鹿児島県鹿屋市西原３丁目10番市10―404号
債務者　下吹越愛弓
1　決定年月日時　平成26年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第４５号
富山県滑川市坪川35番地　スペーリオクラブ105
債務者　笠置　　奨
1　決定年月日時　平成26年５月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５２号
富山市婦中町羽根289番地
債務者　山田　正善
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５４号
鹿児島県肝属郡肝付町北方1787番地９
債務者　田村　孝志
1　決定年月日時　平成26年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第５８７号
愛知県春日井市稲口町４丁目21番地５　リバーサイドガーデンサウス101号室
債務者　青木　孝憲
1　決定年月日時　平成26年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第３号
東京都江東区木場６丁目９番７号　エムティハイツ402、前住所岩手県釜石市甲子町第10地割576番地41
破産者　伊藤　敏彦
1　決定年月日　平成26年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２６年（フ）第１号
福岡県みやま市瀬高町文廣2053番地２
破産者　堂前　政治
1　決定年月日　平成26年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２５年（フ）第４７３号
北九州市小倉南区田原３丁目16番３号　Ｃ―101
破産者　口輪野正人
1　決定年月日　平成26年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１１８号
札幌市中央区北７条西22丁目２番１―804号
破産者　鎌田　達也
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３６号
札幌市中央区南５条西12丁目1297番地20―204号、住民票上の住所札幌市中央区南８条西12丁目１番20―301号
破産者　柴田　一夫（旧姓河村）
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８０号
北海道石狩郡当別町太美町26番地76
破産者　菅野　圭子
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３９号
山形県東置賜郡川西町大字上小松1078番地13
破産者　吉原　和憲
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第８号
仙台市泉区みずほ台９番地の１　セザール八乙女511、開始決定時の住所山形県東根市中央南２丁目７番15号　ヴィラ泉―123
破産者　森　　尚子
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３４号
山形県米沢市通町３丁目８番79号
破産者　山田　一夫
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第１０４号
群馬県太田市大舘町510番地、前住所群馬県太田市安養寺町56番地６
破産者　橋本　　功
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第８号
群馬県太田市大舘町510番地、前住所群馬県太田市安養寺町56番地６
破産者　橋本　村子
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部